赤磐市の人事行政の運営等の状況について

令和7年度

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況

区分	採用（人）	退職（人）
一般行政職等	20	15
薬剤師・医療技術職	0	1
看護・保健職	0	0
福　祉　職	5	5
消　防　職	3	1
技能・労務職	0	0
教　育　職	2	2
合　　計	30	24

※非常勤職員、再任用職員及び国等の派遣職員を含みません。

※採用は令和7年4月2日から令和8年4月1日まで、退職は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の人数です。

(2) 部門別職員数の状況　（各年4月1日現在）

部門＼区分		職員数（人）					対前年増減数（人）				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
一般行政	議　会	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0
	総　務	93	94	94	94	99	5	1	0	0	5
	税　務	18	17	17	17	18	△ 1	△ 1	0	0	1
	民　生	55	55	61	60	58	△ 4	0	6	△ 1	△ 2
	衛　生	42	39	38	34	40	4	△ 3	△ 1	△ 4	6
	農林水産	21	22	23	22	20	0	1	1	△ 1	△ 2
	商　工	10	10	8	7	7	0	0	△ 2	△ 1	0
	土　木	20	20	19	19	18	0	0	△ 1	0	△ 1
	小　計	264	262	265	258	265	4	△ 2	3	△ 7	7
教　育		70	72	73	71	70	△ 5	2	1	△ 2	△ 1
消　防		79	80	79	80	82	0	1	△ 1	1	2
公営企業等	病院・診療所	24	24	24	25	26	△ 2	0	0	1	1
	水　道	9	9	10	10	10	0	0	1	0	0
	下水道	8	8	7	7	7	0	0	△ 1	0	0
	その他	27	24	24	23	20	△ 4	△ 3	0	△ 1	△ 3
	小　計	68	65	65	65	63	△ 6	△ 3	0	0	△ 2
合　計		481	479	482	474	480	△ 7	△ 2	3	△ 8	6

※職員数には特別職、非常勤職員および再任用職員を含みません。

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

職員給与と定員管理の状況のページに掲載しています。

2　職員の人事評価の状況

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握するための人事評価制度を導入し、評価結果は任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用しています。

3　職員の給与の状況

「赤磐市職員給与・定員管理等について」をご覧ください。

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間の開始時刻	勤務時間の終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

※一般的な職員の場合です。勤務時間の開始時刻等は職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況

職員の休暇制度は市の条例、規則で定められています。

○年次有給休暇

暦年で20日付与します。年途中に採用された職員は採用日に応じた日数を付与します。

平均取得日数
12.5日

※令和7年1月1日から12月31日までの期間において全期間出勤した職員の平均です。

○特別休暇

それぞれの取得要件に該当する場合、規則で定められた期間取得できます。

○介護休暇

要介護者の介護をする場合、3回を超えず、かつ通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間取得できます。

取得者数
0人

○介護時間

要介護者の介護をする場合、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部で取得できます。

取得者数
0人

5　職員の休業に関する状況

(1) 休業等の状況

○育児休業

3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として休業することができます。なお、育児休業期間中は給与は支給されません。

取得者数
25人

※前年度から引き続いて取得している者を含みます。

○育児短時間勤務

取得者数
1人

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間を週19時間25分から24時間35分までの間に短縮して勤務することができる制度であり、勤務時間に応じた給与が支給されます。

○部分休業

取得者数
16人

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間以内）又は1年のうち10日に相当する時間について休業することができる制度であり、部分休業を取得した時間の給与は支給されません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	13人	0人	13人

(2) 懲戒処分の状況

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	2人	1人	3人

7 職員の服務の状況

地方公務員法第30条において、服務の根本基準として「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

また、同法第32条から38条において、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限が課せられています。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38の2及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。

再就職者は、退職後2年間、契約や処分に関して、元の職場への働きかけが規制されています。

また、退職後に営利企業等に就職した場合は、再就職の届出を義務付けています。

9　職員の研修の状況

(1) 市主催研修

研　　修　　名	受講者数
新規採用職員研修　計5回	計92人
イベント参加型研修（若手職員研修）　計20回	計40人
人事評価（被評価者）研修　計2回	計42人
ホスピタリティマインド向上研修　計2回	計36人
チームビルディング研修　計2回	計36人
認知症サポーター養成講座　計2回	計28人
業務引継ぎ資料作成研修　計4回	計33人
災害対応研修　計1回	計15人
CMS操作研修	計29人
少子化要因「見える化」ツール勉強会	計9人
eラーニングによる情報連携に向けたセキュリティ基礎研修 マイナンバー制度 入門編	計384人
ゲートキーパー養成講座	計16人

(2) 派遣研修

○公益財団法人岡山県市町村振興協会主催研修

研　　修　　名	受講者数
新規採用職員研修　計2回	計40人
新規採用保育士研修　計2回	計6人
初級研修（入庁2年目職員）	計11人
初級研修（入庁3年目職員）	計16人
中級研修（入庁7年目職員）	計5人
上級研修（入庁10年目職員）	計7人
新任係長研修	計5人
新任課長補佐研修	計14人
新任課長研修	計7人
役職定年研修	計3人
その他研修　計21講座	計65人

○一般財団法人日本経営協会（NOMA）主催研修

計16講座	計22人

○その他研修、セミナー

計4講座	計7人

１０　職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 健康管理

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断等を実施しています。

○健康診断等の受診状況

種　　類	受診者数
一般職員：雇入れ時健康診断（新規採用職員）	23人
〃　　：定期健康診断	359人
消防職員：定期健康診断(1回目)	74人
〃　　：定期健康診断(2回目)	46人

○ストレスチェックの受検状況

受検者数
1033人

○職員健康相談

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促し、公務能率の向上を図るため、健康相談員による相談を毎月実施しています。

参加者数
48人

(2) 福利厚生

所属により岡山県市町村職員共済組合、岡山県市町村職員総合事務組合、公立学校共済組合、岡山県教育職員互助組合に加入し、健康保険制度、年金制度、各種福利厚生事業が適用されています。

(3) ハラスメント対策

ハラスメント及びハラスメントに起因する問題に関する相談窓口を設置し、随時相談に対応しています。

(4) 公務災害の発生状況

公務災害	通勤災害	計
8件	1件	9件

(5) 公平委員会

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を岡山県に委託しています。